

第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会

第53期第2回本審 議事録

- 1 日 時 令和3年7月28日（水） 9時30分～10時06分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎B棟2階 大会議室
- 3 出席者
（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、
高峰委員、本田委員
（労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、
花岡委員、山本委員
（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、坂本委員、
原委員

【事務局】（熊本労働局） 木下労働局長、佐保労働基準部長、渡邊賃金室長、奥山賃金指導官、秋吉専門監督官、中野専門監督官

- 4 議 題
（1）中央最低賃金審議会からの地域別最低賃金目安の伝達について
（2）その他

5 議事内容

賃金指導官 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから第53期第2回熊本中央最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本日の審議会は取材のため、報道機関の方がお見えでございます。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、ご協力をお願い申し上げます。

本日の委員のご出席は14名でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会議の公開の公示をいたしておりましたが、傍聴の申し込みはございませんでした。

それでは、高峰会長に議事進行をお願いしたいと思います。高峰会長よろしく申し上げます。

会長 おはようございます。

全員 おはようございます。

会長 まず、本日の議題でございますが、中央最低賃金審議会からの令和3年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申につきまして、本審議会に伝達がございます。それでは、局長から伝達をお願いしたいと思います。

局長 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、中央の最低賃金審議会から厚生労働大臣に対して答申がございましたので伝達いたします。よろしく申し上げます。

会長 ただいま伝達文を頂戴いたしました。議事録に内容を残すために、事務局に朗読をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

賃金指導官 それでは、お手元にお配りした目安額答申文の写しでございますが、別添1と別紙1を朗読させていただきます。

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村憲久 殿

中央最低賃金審議会 会長 藤村博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって

見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

別紙1

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和3年7月14日

1 令和3年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

ランクはAからDまでありまして、熊本県はDランクに属し、最低賃金額改定の引上げ額の目安は28円となっております。

2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

① 賃金改定状況調査結果第4表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は0.1%となったこと、

② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目GDPは、令和2年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、

③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られること、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、

⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0～3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、

⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、

⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること
等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会に

においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

以上でございます。

会長 ありがとうございました。事務局から補足説明があるそうですので、よろしく願いいたします。

賃金室長 それでは、お配りした資料のご説明をさせていただきます。会議次第がございます。資料目次の2-1から始めます。資料目次の2-1、2-2、2-3と最低賃金運営規程を添付しております。これは先日、7月8日に行われました第1回本審で改正案を示したもので、中身はオンライン規定の追加と議事録の署名の廃止ということで改正をしました。それと令和3年7月8日に一部改正したものを添付しております。中身については、ご確認の方よろしく願いいたします。

続きまして、別添の資料といたしまして、経済財政諮問会議令和3年第11回議事次第というクリップ留めでしております。これは、昨日、第1回専門部会でもご説明いたしましたけれども、再度説明させていただきます。これは、令和3年7月21日、経済財政諮問会議令和3年第11回が開催されまして、その中の議事の中で(2)で「最低賃金について」という議事がございます。そこの資料の3-1「最低賃金について」、資料3-2「最低賃金を引き上げやすい環境整備について」ということで、田村

臨時議員がプレゼンいたしました。田村臨時議員は田村厚生労働大臣でございますが、次のページを開けていただきますと、ここに経済財政諮問会議議員の名簿がございますが、田村厚生労働大臣はこの中に入っていないということで、臨時の議員ということでここでプレゼンをいたしました。

その中では、最低賃金改定の目安の報告とともに、最低賃金引上げに向けた中小企業、小規模事業者に対する支援策の拡充についてプレゼンしております。3-1「最低賃金について」という資料がございます。これを1ページ開けていただきますと、そこに「令和3年度最低賃金の引上げについて」ということで、引上げ後の目安や引上げ率のパーセンテージがここにあげております。

次に、資料の3-2「最低賃金の引き上げやすい環境整備について」という資料がございます。そのページを開けていただきますと、この青い枠で1と2がございます。「最低賃金を引き上げやすい環境整備」ということで、1は「新型コロナ感染拡大の影響によって特に厳しい状況にある中小企業等の雇用維持に対する支援（雇用調整助成金等）」、2番、「中小企業、小規模事業者の生産性向上の支援策」ということでございます。あと、3、4、5もございます。

その中で4ページを開いていただきますと、参考ということで資料がございます。雇用調整助成金の対応ということで、この赤い文字のところですね、ここ、上の方でございますが、「年末まで特に業況の厳しい企業への配慮を継続・リーマンショック時の助成率を確保」、「②休業規模要件の特例的な緩和」ということで、このように拡充をしたということでございます。

次の5ページを見ていただきますと、「業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充」ということで、まず1番目が「特に状況が厳しい事業主への特例」ということで、『10人以上』のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大し、そして、45円コースを新設したということでございます。②の「設備投資の範囲の拡充」ということで、この中でも「生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充」をしたということでございます。2番目の「全事業主を対象とする特例」ということで、「同一年度内の複数回申請を可能」とするということで、これも拡充いたしました。あとについては、他省庁の補助

金やまたそういったものでございますので、ここはご参考で確認をお願いいたします。

続きまして、もう一つ。右側にはがきの2枚ものの写しがついてあるのがございますけれども、これは7月8日の第1回本審でもご紹介いたしましたけれども、最低賃金の大幅な引上げを求める内容のはがきが一昨日688枚、昨日149枚、合計837枚届いており、一部をコピーしております。はがきの書式も同じです。これをご紹介いたします。

事務局からは以上でございます。

会長 　　ただいまの伝達、それから説明について何かご質問はございませんでしょうか。どうぞ。

使側委員 　　ちょっと確認なんですけど、この目安という制度、目安というのは何か法的根拠とか拘束力があるものかどうかを確認させてください。

基準部長 　　労働基準部の佐保でございます。
今の委員からご質問があった点につきまして、今日お持ちでない方もおられると思いますが、委員の皆様方にお配りしている最低賃金決定要覧の172ページに目安制度がございまして、昭和53年から地域別最低賃金の全国一斉を図るため、中央最低賃金審議会が毎年47都道府県を4つのランクに分け、地域別最低賃金額改定の目安を作成しています。目安は地方最低賃金審議会の審議の参考としますものであって、これを拘束するものではございません。

この制度は5年ごとに見直しがされておりまして、一応、平成29年もやはり目安については、最低賃金の改定については、できるだけ全国的に整合性のある決定が行われるようにすべきものであることとして、これまで通り47都道府県を幾つかランク分けした上で目安を提示することが必要だということで、地方最低賃金審議会で決定されております。

以上です。

会長 　　よろしいですか。

使側委員 すみません、ちょっと追加でお尋ねします。お答えいただきましたように、あくまで参考で拘束はしないと言いながらも、この文章を読むと、例えば「公益の見解を十分参酌され」ということと、「あるいは自主性を発揮されることを強く期待する」って、何か2つ少し相反するような注文がついているなという感想です。

それと、もう一つ一番大事なのは、この28円という目安を公益委員が見解示されていますが、別紙1からずっと根拠らしきものをずっと書いてあるんですが、何で28円なのかという根拠が、何か労働局の方でお持ちであれば教えていただきたいと思います。

基準部長 すみません。また中賃の目安の根拠は、公益見解の中に書いてありますので、その中で斟酌していただければと思います。

会長 よろしいですか。

使側委員 なかなか斟酌が難しい。何で28円なのかと。

会長 今のような議論を今日この場でされるのは、いかがなものかと聞きながら思ったんです。というのは、公労使で積み上げてやってきているじゃないですか。それはそれなりの歴史があって、だから制度的には拘束するものではないんだけど、目安という言葉を使って出しているでしょ。そのためにそれぞれが、特に労使が議論をして、まとまらないので公益が見解を示すという構造的になっていると思うんですね。

例えば、去年でいえば中央が目安を示さなかったですね。示さない中で、地域別最低賃金はどうするかという議論をして、私たちはいろいろな議論をした結果、3円ということになった。

それは、そこに目安が持っている意味は、去年の段階でも僕は十分分かってみんな議論したと思っているんです。今の質問と、少しちょっとこれまでの経緯を加えると、この場でどうなのかということのを思いながら聞きました。これは会長というより私の個人の意見としてですが。

この議論はよろしいでしょうか。また引き続き専門委員会でもお話していきたいと思っておりますのでよろしいですか。

今、使側委員からも議論がありましたように、28円についていろいろな見方があると思います。それは、今回の私たちのこのメンバーも、熊本地方の最低賃金審議会の大きな争点というか、議論の基になることだろうと思っております。今年は28円というのが目安で示された、この意味をみんなで議論していきたいと思っております。最低賃金を巡っては、4つのランクがあって毎年AからDまでのランクごとに目安が示されてきていた。それが、今年は28円という形で、目安が1つだった。その意味は何なのかということをやっぱり考えてみたいと思っております。

それから、これはコロナの拡大ということで、しかも2年連続というもので、業種によっては好調な業種もあるんですけども、非常に前例のないような打撃を受けている業種が熊本県内にもあります。そのこともやっぱりきちんと踏まえた議論をしたいと思っております。

一方で、例えばアミュプラザの開業であったり、コストコの開業であったりという、いろいろな新しいものも出ています。それから熊本の場合は、昨年7月に豪雨がありました。その豪雨の影響も、特に県南地域では決して無視できないし、私たちも忘れてはいけないことだろうと思っております。

それからもう一つ、やっぱり地域間格差の問題がありますね。熊本と福岡という問題をどうしていくのかという。そこら辺りを踏まえながら、総合的な議論をして総合的な判断をしていければと思っておりますので、皆さんにご協力よろしくお願いたします。はい、どうぞ。

労側委員

先ほど、事務局から説明のありました、雇用調整助成金のお話とかあった分の4ページの雇用調整助成金の拡充、さらに12月までの引き延ばしというのは、すごくありがたいかなと思います。実際、労側も今回のコロナの中で、今から議論していく中では、中賃ですごくいろいろ議論された中で、地方最低賃金審議会が始まる前に、こういう地域の中小事業所をサポートするような特例的な要件緩和の拡充というところがすごく議論がしやすくなったのかなと思っております。

その中で、5ページのところですけれども、特に業況の厳しい事業主への特例ということで、今日報道の方も来られているので、この辺ちょっとぜひ、県内にアピールできたらなということ

ろもあるんですけれども、多分、厚生労働省から出ている分で行くと、多分8月1日からということですよ。今、例えば熊本は793円の最低賃金です。この最低賃金の793円から、例えば新設されても45円上げたら、この人数に沿った形での給付があるということだと思えるんですよ。さらに、その下の一番下の方に、同一年度で複数回申請ということは、さらに8月1日に幾らか、例えば目安通りだったら821円になった場合は、その821円からプラス45円にしなければいけないという認識でいいのか。

多分そうだと思うんですけれども。ということであれば、10月1日までにこれを1回使った方が事業主の方としてはすごく助かるという部分で、労側としては捉えているんですけれども、そういう考え方でいいのかというのが1つと、5ページの1の①、上の方はこれは人数の部分だけで完結して、②についてはこのお金を使って下の、多分違うとは思いますが、設備投資の範囲に拡充につなげるという話じゃないですよ。これは別々に分けてということでもいいんですよ。

労側委員

賃金の引上げのところなんですけれども、人数が書いてありますけれども、引上げ労働者数ですね。金額がそれぞれうたってありますけれども、平均なのか、何なのかですね。金額と人数のところについて、もう少し詳しく教えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

局長

まず、最初のところなんですけれども、今回、目安額が大幅アップになっているので、一気にという場合と、あくまでも10月発効を意識しているものだと思います。2段階で上げるというやり方の方が、何となくでもやっていけるのではないかとこの部分で、おそらく複数回申請になっているのではないかと私は理解しているところでございます。

その金額につきましても、企業によって最低賃金に近い労働者の方と最低賃金に関係なくもらっている方がいらっしゃると思うので、その引き上げた労働者の数をこの一番左側の部分で、全員を上げるということもあるんでしょうけれども、最低賃金の周辺にいらっしゃる方々の救済というのか、賃金引上げの環境整備という位置づけですので、実際に引き上げた人数をここ

でカウントしていただいて、それでもって申請をしていただくという仕組みになるはずでございます。もうすぐ、われわれの方に事務処理要領がおりてくるとお思いますので、そういったことも提示させていただきたいと思っております。

公益見解の⑤番のところが、おそらくは28円の根拠になっているんじゃないかなと推測しています。

会長 よろしいですかね。ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

賃金指導官 恐縮ですが、マスコミの方の撮影及び録音はここまでお願いいたします。なお、ここからはマスコミの方につきましても、傍聴のご希望がございましたら、傍聴の留意事項を遵守していただければ、退席なく審議会の傍聴ができます。

(マスコミ 退室)

会長 それでは、事務局から次回の審議会についての説明をお願いいたします。

賃金室長 こちらの1枚ものの第53期の最低賃金審議会の審議日程の確認を再度よろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

審議の状況によりますが、現在のところ、第3回本審を8月5日木曜日14時30分から、A棟の1階大会議室で開催を予定しております。また、8月10日火曜日、午後を予備日として設けております。8月10日の分も、各委員の皆様ご予約を空けていただければ、事務局としては幸いですので、よろしくお願いたします。そして、8月5日の本審の前に、特定最低賃金改正決定の必要性有無の審議のために、運営小委員会を13時30分からB棟2階の中会議室2で開催を予定しております。以上でございます。

会長 それでは、日程のご確認をいただきたい。次回は8月5日ということですか。

それでは、最後になりましたけれども、本日の議事録及び資料の公開の有無については公開ということで行きたいと思っております。

よろしいでしょうか。

委員全員 はい。

会長 よろしいですね。それでは、議事録及び資料については公開とさせていただきます。

 以上で本日の審議を終了したいと思います。お忙しい中、暑い中ありがとうございました。これから本当に議論が始まってきますので、皆さんご協力をお願いいたします。

 引き続き、次回の専門部会はこの会議室でいいですか。

事務局 はい。

会長 ここで第2回の専門部会を開催いたしますので、専門部会委員の方はこのままでお願いいたします。どうもありがとうございました。

全員 ありがとうございました。